

第48回広島県建設工事紛争審査会総会 議事録

- 1 日 時 令和5年2月3日（金） 14：00～15：15
- 2 場 所 広島市中区基町10番52号
広島県庁北館 第1会議室
- 3 出席委員 佐々木（和）委員（会長）、林委員、西村委員、佐々木（正）委員、
谷脇委員、風呂橋委員、近藤委員、森友委員、宮地委員、
井上特別委員、森川特別委員、上野特別委員
- 4 議 題
報告事項
(1) 紛争処理状況について
(2) 審理状況について
- 5 担当部署 広島県土木建築局土木建築総務課法務グループ
TEL(082)513-3813（ダイヤルイン）
- 6 会議内容

《開会》

○司会 定刻になりましたので、ただ今から、第48回広島県建設工事紛争審査会総会を開催いたします。

私は、本日の司会を務めさせていただきます土木建築総務課法務監理担当監の村上でございます。よろしくお願いたします。

それでは、開会に当たりまして、広島県の上田土木建築局長が御挨拶を申し上げます。

○上田局長 広島県 土木建築局長の上田でございます。

第48回広島県建設工事紛争審査会総会の開催に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は佐々木会長をはじめ、委員の皆様方には大変お忙しい中、御出席いただきまして、誠にありがとうございます。皆様方には、日頃から建設工事に係る紛争の解決のために御尽力を賜り、心からお礼を申し上げます。

さて、この建設工事紛争審査会は、皆様ご承知のとおり、建設業法の

規定により、建設工事の請負契約に関する紛争の解決を図るために、国土交通省と各都道府県に設置されているものでございます。

本県の審査会では、平成元年度以降、延べ131件の紛争の審理を行い現在も、あっせん1件、調停1件、仲裁1件について審理を行っていただいているところでございます。

近年の当審査会への申請件数を見ますと、一年度につき2件前後で推移しており、概ね横ばいという状況となっております。

中央審査会を含む都道府県全体で見ますと、5年前の平成29年度には130件であったものが、一昨年度は121件、昨年度は122件と、ここ数年来、やや減少傾向が伺われるところです。

しかし、当審査会の事務局への相談件数は増加しておりまして、消費者の権利意識の高まりのほか、新型コロナウイルスの感染拡大や、国内外の経済情勢による原材料価格の高騰に起因して、設備・資材の調達遅延や工期の延長などがあり、請負契約上のトラブルが生じているのではないかと感じております。

また、当審査会への申請に至った紛争事案は、契約内容の特定や、契約不適合の有無の判断が困難である場合も少なくないため、委員の皆様方には、今後とも、いろいろと御苦勞をおかけすることとなると思います。

委員の皆様方には、引き続き、広島県建設工事紛争審査会の運営への、御指導、御協力をお願いいたしまして、簡単ではございますが、御挨拶とさせていただきます。

○司会 ありがとうございます。それでは続きまして、佐々木会長に御挨拶をいただきます。

○佐々木会長 本日は、広島県建設工事紛争審査会の総会を御案内しましたところ、委員の皆様方には御多用にもかかわらず、御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

この会議は、委員の皆様に取り組んでいただきました紛争事件について情報交換を行うとともに、今後の審査を効率的・効果的に進めていく上で必要な研究等を行い、当審査会の一層の充実を図る場でございます。

昨年度と一昨年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、書面開催とさせていただきますので、委員の皆様には御参加いただいで開催は、3年ぶりとなります。

この間も、当審査会へは数件の調停申請がありましたが、感染症対策を講じながら審理を開催し、担当委員には、紛争の解決に向けて御尽力いただいところで。この場を借りてお礼申し上げます。

さて、本日は、議事終了後の講演を、広島県建築士事務所協会の理事で指導委員長等を務められている立石光紀様をお願いしております。

立石様は、相談員として年間およそ80件もの相談対応をされており、

他にも、広島地方裁判所の建築専門員や、広島弁護士会の建築専門家相談員などを歴任されており、住宅相談の実態とその後の対応について講演をいただけることは大変意義深いものであると考えております。

皆様お忙しい中ではありますが、貴重な機会ですので、本日はどうか時間の許す限り、情報交換等していただき、今後の紛争解決の参考となる会議となりますようお願いいたしまして、簡単ではございますが、開会のあいさつとさせていただきます。

○司会 ありがとうございます。

なお、土木建築局長は、所用により、ここで退席をさせていただきます。

さて、総会に先立ちまして、皆様の机上にお配りしております資料の確認をさせていただきます。

- 総会の次第と配席表と綴じた2枚のもの
 - 「紛争処理状況の報告」と題する資料
 - 「別添資料①」と右肩にある別添資料
 - 当審査会の委員名簿
 - 講演資料として「住宅相談の実態とその後の対応について」と表題のあるツーアップの資料
 - 紛争審査会のパンフレット
 - 当審査会及び審査会委員に関する関係法令の抜粋
- 以上、7種類でございます。

過不足などがありましたら、挙手にてお知らせください。

それでは、次に、前回の総会以降、委員の方々に、人事異動がございましたので、ここで、事務局から、御紹介をさせていただきます。

お手元に配布しております委員名簿を、あわせてご覧ください。

まず、退任された委員でございます。

村上委員は、令和4年4月30日をもちまして、また、小笠原委員、柳委員は、令和4年6月30日をもちまして退任されました。

次に、新たに就任された委員を御紹介いたします。

令和4年5月1日付けで、近藤いずみ様、森友隆成様に、また、令和4年7月1日付けで、宮地正人様、中原良子様に、新たに委員に御就任いただきました。

続きまして、再任されました委員を御紹介いたします。

令和4年5月1日付けで、佐々木会長、細田会長代理、西村委員、佐々木正治委員、また、令和4年7月1日付けで、神岡委員、橋本委員、谷脇委員、平田特別委員、上野特別委員に再任をいただきました。

委員、特別委員の皆様には、今後とも、紛争事案の解決に向けまして、お力添えをお願いいたします。

事務局からのご案内は、以上でございます。

それでは、佐々木会長、議事の進行をお願いいたします。

《報告事項（２） 審理状況について》

○佐々木会長 それでは、これより議事に入ります。

本日の議事は、「紛争処理状況の報告」、「審理状況の報告」の２件でございます。

また、先ほどご案内しましたとおり、議事終了後、広島県建築士事務所協会理事で指導委員長等を務めておられる立石光紀様から「住宅相談の実態とその後の対応について」というテーマで、講演をしていただく予定となっております。

それでは、事務局から「紛争処理状況の報告」について、説明をお願いします。

○事務局 紛争処理の概要についてご説明します。

お手元にお配りしております資料『紛争処理状況の報告』の１ページをご覧ください。

当審査会における審査件数につきましては、１にございますとおり、昭和47年に統計を取り始めて以来、186件となっております。

年度別の申請件数の内訳は、表のとおりとなっております。

今年度（令和４年度）は、表の下の部分の網掛けをしておりますところですが、あっせん事件１件、調停事件１件、仲裁事件１件の計３件が今年度新たに申請されました。

このうち調停の１件は、先月末に申請があったものです。３件とも係属中でございます。

続きまして、資料の２ページをご覧ください。

まず、「３ 事件結果区分内訳」についてですが、申請のありました186件のうち、約半数の91件が解決に至っております。

なお、ここには記載しておりませんが、解決事件91件の中には、仲裁事件の35件を含んでおりますので、仲裁事件35件を除いた「調停とあっせんの合計件数」で見ますと、約37%に当たる56件が解決ということになります。

次に、「４ 申請人の内訳」でございます。注文者からの申請が99件ということで、やや多くなっているところでございます。

このうち、今年度申請のあった２件も、注文者からの申請でございます。

続いて「５ 請負人の内訳」でございます。全体では7割超が、建設業の広島県知事許可業者となっております。

今年度申請のあった3件のうち2件も、広島県知事許可業者となっております。今年度の1件、国土交通大臣許可業者となっておりますが、こちらは広島県の管轄合意をいただいているもので、本県の審査会に申請がございました。

「６ 工事種類別内訳」でございます。

公共・民間の別でいきますと、民間工事がほぼ9割となっております。

そして、工事の種類でいいますと、建築工事が8割強を占めておりまして、ここ近年、同様の傾向となっております。

そして「7 紛争相談件数」でございます。こちらは我々事務局の方で受けているものでございますけれども、令和4年度は12月末時点で25件、1月に入っても数件いただいております。

今年度は、昨年比べて増加しておりまして、1.7倍程度の件数となっております。

同じ方が複数回相談をされた場合、1回とカウントしております。

どのような相談が来ているかということですが、発注者からの相談では、住宅等の新築又はリフォーム工事における完成後の建物に不具合が生じているけれども、請負人の方が対応してくれないですとか、あるいは変更したいとかやめたいと思っているんだけれども、その時に代金の支払いでトラブルになっているというような相談でございます。

請負業者からの相談では、建築・土木両方ございますけれども、多いのは、下請代金の未払いや、追加工事をしたんだけれども、代金を支払ってもらえないといった御相談を受けております。

こういった相談者の中には、建設業者の許可を受けているということで、指導してほしいとか、あるいは建築物に実際に不具合が生じているのを見てほしいと。技術的な鑑定をしてよし悪しを判断してほしいということを期待されて相談に来られる方もいらっしゃるんですが、我々事務局としては、申請の受付の窓口でございますので、そこまでは難しいということをご説明しておりますけれども、なるべく相談者のお話しを丁寧に聞くように心がけているところでございます。

紛争処理状況の概要につきましては、以上でございます。

○佐々木会長 ありがとうございます。

ただいまの御説明につきまして、質問等ある方はいらっしゃいますでしょうか。

(質疑なし)

《報告事項(2) 審理状況について》

※非公開により内容は省略

《講演》

○司会 それでは、広島県建築士事務所協会の立石様に、御講演をお願いしたいと思います。立石様は、冒頭の会長のご挨拶にもありまして、建築士として、ご活躍の一方で、建築士事務所協会の理事で、協会の指導委員長や、建築相談員等の要職を歴任されており、建築分野における紛争・トラブルの相談対応などに、数多くご尽力されていると伺っております。立石様には、御多用にもか

かわらず、講師を御承諾いただきまして、深く御礼を申し上げます。本日は、「住宅相談の実態とその後の対応について」と題しまして、御講演をいただきます。

それでは、立石様よろしく願いいたします。

○立石様（講演）

○司会 ありがとうございます。ただいまの御講演につきまして、御質問等おありの方はいらっしゃいますでしょうか。

それでは、立石様、本日は、大変有意義な御講演、誠にありがとうございました。

また、あわせまして、以上をもちまして、建設工事紛争審査会の総会を終了いたします。

本日は長時間に渡り、ありがとうございました。

7 会議の資料名

- (1) 第48回広島県建設工事紛争審査会総会次第
- (2) 第48回広島県建設工事紛争審査会総会出席者名簿
- (3) 配席表
- (4) 紛争処理の概要
- (5) 委員名簿
- (6) 講演資料
- (7) パンフレット
- (8) 当審査会及び審査会委員に関する関係法令の抜粋